公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年11月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：フィリピン国道路構造物の大規模更新･修繕能力強化プロジェクト

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業　務　名　称：フィリピン国道路構造物の大規模更新･修繕能力強化プロジェクト

調達管理番号：26a00816

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年11月11日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：フィリピン国道路構造物の大規模更新･修繕能力強化プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2027年2月～2030年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の13%を限度とする。

３）第３回（契約締結後25か月以降）：契約金額の13%を限度とする。

（６）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[1]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）2027 年度（2028 年 2 月頃）

２）2028 年度（2029 年 2 月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

社会基盤部　運輸交通グループ第一チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年11月17日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年11月18日　12時まで
3	質問への回答	2026年11月24日　まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年12月 7日　12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年12月16日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

３．　競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

[1] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

最新版を参照してください。
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

１） 消極的資格制限
２） 積極的資格要件
３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「フィリピン国都市部道路修繕能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a00474）の受注者（インテムコンサルティング株式会社）及び同業務の業務従事者

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

５． 企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/1ij2fDxkKp

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１）プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）
（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙４の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【１】　本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下､｢R/D｣）で設定したプロジェクトの**目標、成果、主な活動に対して、**効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	エドゥサ通りにおける橋梁の目視点検、既存資料等を踏まえた大規模更新・修繕（LBRR）計画のパイロット区間選定プロセスとLBRR計画が備えるべき主要な内容、計画策定の手法と留意点について	第４条２.（1）、①成果1に関わる活動（活動1-2，活動1-6）

2	実施機関が実施するLBRRパイロット工事の対象橋梁及び適用技術の選定の方法論について	第４条２．(1)、成果２に関わる活動 （活動2-4，活動2-5、活動2-6）
3	エドゥサ通り等の重交通路線において、大規模維持修繕工事の施工にあたり必要となる効果的な交通管理対策とその検討に関して解説する交通管理マニュアルに記載すべき主要事項とその策定プロセスについて	第４条２．(1)、①成果３に関わる活動 （活動3-5）

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第３章「２.業務実施上の条件」参照）。
  ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第１章「３.競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【２】特記仕様書（案）

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第１条　業務の目的

「第２条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第２条　業務の背景

別紙１「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期：2024年10月

・RD署名：2026年9月30日

☒別紙１「案件概要表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条　実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙２「共通留意事項」のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）能力開発を中心とした事業実施

本プロジェクトは橋梁補修工事そのものを目的とするものではなく、実施機関が都市部重交通路線における大規模橋梁補修・更新（Large-scale Bridge Replacement and Rehabilitation: LBRR）を計画、設計、実施及び管理する能力の向上を目的とするものである。したがって、各活動は専門家による代替実施ではなく、実施機関職員が主体となって実施し、専門家は助言、OJT及び技術的支援を行う形で進める。また、橋梁の詳細点検、損傷評価、補修方針の検討、施工計画の策定及び工事監理に至る一連のプロセスを通じて、組織としての実践的能力向上を図る。

（２）パイロット橋梁等を活用した実践的能力向上

本プロジェクトでは、エドゥサ通りのパイロット橋梁等を対象として、詳細点検から補修計画策定、施工計画立案、工事実施及びモニタリングまでの一連のプロセスを実施する。パイロット活動は個別橋梁の補修を目的とするものではなく、実施機関職員が実際の橋梁を対象に必要な知識及び技術を習得することを目

的とする。

そのため、対象橋梁の選定に当たっては、損傷状況のみならず、技術的課題の代表性、成果の横展開可能性及びDPWHによる事業化状況等も考慮する必要がある。

なお、実施機関は橋梁の日常維持管理や一般的な補修の経験を有している一方、都市部重交通路線における大規模補修・更新事業の経験は限定的である。このため、本プロジェクトでは日本国内における高速道路管理者等の知見を活用し、床版取替、PC鋼材調査、3Dデータ活用、外ケーブル補強、非破壊検査技術等の適用可能な技術について検討し、フィリピンの制度・施工条件に適した形で導入を図る。

（３）パイロット事業の計画

パイロット事業として選定した工事の実施については、DPWHによる予算措置が必要であり、工事を予定している年の前年３月までをめどにDPWHと必要な予算額に係る議論を固める必要があるため、パイロット事業の実施時期は計画通りに準備が進んでも2029年1月以降での予算執行、事業実施となる見込みである。ついては、パイロット事業の実施に充てられる工事期間やその後の結果取り纏めに充てられる期間に厳しい制約があることを踏まえ、施工期間の延長が生じないよう適切な施工監理を行うことに加え、仕様書作成や業者選定、結果取り纏め等を遅滞なく実施することが肝要となる。このような点を踏まえ、プロジェクトの実施スケジュールの中で確保可能な工事期間を勘案した工事計画の策定や、各工程での適切な進捗管理を行う必要があることに留意する。

また、大規模補修に比べて実施難易度が高くなることが想定される大規模更新については、橋梁詳細点検の結果、技術移転の優先度が高い工法の選定、現地施工業者の実施能力等を踏まえて、パイロット事業として取り上げることが可能か慎重に検討する。更に、大規模更新をパイロット事業として取り上げない場合に備えて、それに代替する技術移転の実施方法も予め検討する。

（４）都市部橋梁特有の交通マネジメントへの配慮

エドゥサ通りはマニラ首都圏における最重要幹線道路であり、一日当たり約234万台の交通を処理している。橋梁補修工事に伴う交通規制は利用者及び経済活動に大きな影響を及ぼすことから、本プロジェクトでは技術面のみならず、交通マネジメント能力の向上を重視する。特に、車線規制計画、夜間施工計画、段階施工計画、プレキャスト部材活用による工期短縮、利用者広報等について、現状を踏まえた十分な検討が必要である。

（５）関係機関・専門家との連携

エドゥサ通りにおける橋梁補修は実施機関単独で実施できるものではなく、交通規制を担うマニラ首都圏開発庁（MMDA）、MRT-3を所管する交通局（DOTr）、地方自治体及びユーティリティ事業者等との調整が不可欠である。そのため、本プロジェクトではプロジェクト実施初期段階から関係機関との情報共有及び協議体制の構築を図り、施工計画及び交通計画の検討に必要な連携体制を確保することが必要である。

また、DPWHにはJICAの長期専門家として道路計画・管理アドバイザーが派遣されていることから、本事業の実施段階において活動状況等を同専門家と情報共有するとともに、活動に関するDPWHとの調整等において同専門家と必要に応じて連携する。

（６）既存維持管理システムとの連携

実施機関ではBMS等の維持管理データベースが運用されている。本プロジェクトで得られる点検結果、補修履歴及び橋梁データについては、これら既存システムとの連携を念頭に整理し、プロジェクト終了後もDPWHが継続的に活用可能な形で蓄積することが重要である。また、現在DPWHで検討されているBMS改良計画との整合性にも十分配慮すること。

（７）全国展開を見据えた成果の制度化

本プロジェクトの対象はエドゥサ通り沿線橋梁であるが、公共事業道路省(DPWH)は全国16地域事務所及び多数の地方事務所（DEO）を有している。したがって、本プロジェクトで得られる成果については、エドゥサ通りに限定されたものとせず、全国の道路・橋梁管理に活用可能な形で制度化することが重要である。具体的には、マニュアル及びガイドライン改訂、研修教材作成、技術基準整備等を通じて成果の組織的定着を図る。

（８）実事業との連携

エドゥサ通りにおける道路・橋梁修繕事業については、既に大規模な政府予算が確保されている。そのため、本プロジェクトで検討する点検結果及び補修方針については、可能な限り実施機関が行う予定の補修・補強事業へ反映されるよう、統合事業管理局－道路管理１（UPMO-RMCI）、計画局（PS）及び地域事務所首都圏地方局（RO-NCR）との十分な連携を図ることが望ましい。

第４条　業務の内容

１．共通業務

別紙３「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１に関わる活動

活動1-1：目視点検及び既存資料のレビューを通じて、エドゥサ通りにおける現状及び課題を把握するとともに、BMSの利用状況や課題についても把握する。

受注者は、エドゥサ通りに位置する橋梁及び関連道路構造物について、既往調査資料、橋梁台帳、点検記録、補修履歴、設計図書等の既存資料を収集・整理するとともに、現地踏査及び目視点検を実施し、構造物の現況及び維持管理上の課題を整理する。また、実施機関が運用するBMS及び関連データベースの利用状況、登録情報の品質、データ更新体制及び運用上の課題について分析する。特に、2022年のKamuning Flyover床版陥没事象以降に実施された調査・補修履歴についても確認し、重交通路線における維持管理上の課題を整理する。

活動1-2：エドゥサ通りにおいてLBRR計画のパイロット区間を選定する[2]。

受注者は、活動1-1の結果を踏まえ、実施機関及び関係機関との協議を通じてパイロット対象区間及び対象橋梁の選定を支援する。選定に当たっては、橋梁健全度、損傷状況、交通量、社会経済的重要性、事業化可能性、技術的難易度及び他事業との重複の有無等を総合的に考慮する。なお、詳細計画策定調査で整理された候補橋梁や進行中の補修事業との整合性についても十分確認する。

活動1-3：パイロット区間内の橋梁点検計画を策定する。

受注者は、選定されたパイロット橋梁について、必要な点検内容、対象部位、調査方法、交通規制方法、安全対策及び実施体制を整理した橋梁点検計画

[2] 活動1-2に関して、RD、Annex2の14.(1)では、「エドゥサ通りのパイロット区間において５か年の大規模修繕・更新事業の方向性を示すLBRR計画を策定する。本プロジェクト開始後NCR地域事務所のスタッフが専門家の支援を得て橋梁の点検診断をおこない、その結果とDPWHと専門家チームの議論を踏まえパイロット区間を選定する。」としている。また本特記仕様書案の活動1-6ではLBRR計画の備えるべき基本的な内容を記述している。エドゥサ通りにおける橋梁の目視点検、既存資料等を踏まえた大規模更新・修繕（LBRR）計画のパイロット区間選定プロセスと活動1-6の記載を踏まえLBRR計画が備えるべき主要な内容、計画策定の手法と留意点についてプロポーザルでの提案を求める（上記の点はR/Dでの合意に基づくプロジェクトの中での検討事項であるが、現時点の案について提案を求めるもの）。

を策定する。点検計画の策定に当たっては、既存マニュアル及び国際的な橋梁点検手法を参照するとともに、重交通路線であるエドゥサ通りの特性を踏まえ、交通影響を最小化できる手法を検討する。

活動1-4：パイロット区間内の既存点検結果資料等も踏まえ、再度橋梁点検・評価を実施する。

受注者は、点検計画に基づき、実施機関職員と共同で詳細点検及び構造評価を実施する。必要に応じて非破壊検査、材料試験、構造解析等を活用し、対象橋梁の損傷要因及び健全度を総合的に評価する。あわせて、実施機関職員に対するOJTを実施し、詳細点検及び橋梁診断に関する実践的能力向上を図る。

なお、活動1-3，1-4の実施に関連し、橋梁点検・診断技術研修を本項番末尾に記載の想定規模を踏まえ計画・実施する。

活動1-5：BMSについて、活動1-1を踏まえ研修を実施する。

受注者は、活動1-1において整理した課題を踏まえ、BMSの適切な活用促進に向けた研修を実施する。研修では橋梁データの入力・更新手法、点検結果の活用方法、維持管理計画への反映方法等を取り扱う。また、ADBによるBMS改良の動向も踏まえつつ、将来的な機能改善及び運用体制の強化に向けた提言についても整理する。

なお、本活動の実施に関連し、BMS活用研修・データマネジメント研修を本項番末尾に記載の想定規模を踏まえ計画・実施する。

活動1-6：LBRR工事の優先順位付けを含むLBRR計画を策定する。

受注者は、活動1-4で得られた点検結果及び構造評価結果を踏まえ、対象橋梁に対する補修、補強又は更新の必要性を整理する。その上で、健全度、交通影響、社会経済的重要性、施工難易度、費用対効果及び予算制約等を考慮し、LBRR事業の優先順位付けを行う。また、優先順位に基づく短期・中長期の事業計画、概略事業費及び実施スケジュールを含むLBRR計画を策定する。

活動1-7：DPWHによるLBRR計画の予算要求・配分の促進を支援する。

受注者は、DPWHの予算制度及び予算要求プロセスを踏まえ、LBRR計画の事業化及び予算確保に必要な技術資料の作成を支援する。特に、優先順位付けの根拠、期待される効果、概算事業費及び実施計画を整理し、DPWHによる予算要求及び関係機関との協議を支援する。

活動1-8：上記活動に基づいて、橋梁点検マニュアルを改訂するとともに、標準業務手順（SOP）を作成する。

受注者は、本プロジェクトを通じて得られた知見及び教訓を踏まえ、既往技術協力で整備された橋梁点検マニュアル等をレビューし、必要な改訂を行う。改訂に当たっては、重交通路線における橋梁点検手法、非破壊検査技術、橋梁評価方法及びLBRR計画策定手法等を反映する。また、実務担当者が活用しやすい標準業務手順（SOP）を作成し、組織内での定着を図る。

活動1-9：活動1-1～1-8を通して点検時における各現場での多様なニーズの把握、ジェンダー視点に立った環境づくりの検討を行うとともにマニュアルにも反映する。

受注者は、現場調査及び点検活動の実施を通じて、女性職員を含む多様な人材が安全かつ円滑に業務を実施できる環境について検討する。具体的には、現場における休憩施設、トイレ、安全設備及び作業環境等に関する課題を整理し、改善策を検討する。検討結果については、関連マニュアル及びSOPへ反映するとともに、実施機関内での制度化を支援する。

② 成果２に関わる活動

活動2-1：実施機関によって実施される橋梁修繕工事をレビューし、LBRR技術にかかる現状及び課題を把握する。

受注者は、エドゥサ通りにおいて実施中又は実施予定の橋梁補修・補強事業を対象にレビューを行い、橋梁補修の実施体制、設計手法、施工方法、品質管理及び維持管理の現状を整理する。特に、Kamuning Flyover、Magallanes Flyover、Ortigas Flyover等の既存事業を対象として、DPWHが有する技術的能力及び課題を整理し、本プロジェクトにおいて技術移転すべき項目を明確化する。

活動2-2：LBRR工事に関与する現地建設業者の能力を分析する。

受注者は、エドゥサ通りにおける橋梁補修工事等に従事する建設会社及びコンサルタントを対象に、施工能力、保有機材、品質管理体制、安全管理体制及び大規模更新・修繕工事への対応能力について調査・分析を行う。分析結果を踏まえ、今後必要となる能力強化項目及び民間企業を巻き込んだ技術移転の方針を整理する。

活動2-3：DPWH職員、現地建設業者などを対象としてLBRR技術にかかるセミ

ナーを開催する。

受注者は、橋梁点検、診断、補修設計、施工監理及び維持管理に関する研修プログラムを策定し、DPWH職員、コンサルタント及び建設会社を対象としたセミナーを実施する。研修では、我が国における道路アセットマネジメント、大規模修繕・更新の考え方、補修工法選定、ライフサイクルコストの考え方等を取り上げる。

なお、本活動の実施に関連し、LBRR技術セミナーを本項番末尾に記載の想定規模を踏まえ計画・実施する。

活動2-4：本プロジェクトで設定される基準に基づいて、パイロットLBRR工事を選定する[3]。

受注者は、成果1において策定するLBRR計画を踏まえ、パイロット事業として実施する橋梁を3か所程度選定する。選定に当たっては、橋梁の損傷状況、交通条件、技術的難易度、予算規模、工事実施可能性及び技術移転効果を総合的に評価し、実施機関との合意を得る。

なお、パイロットLBRR工事の計画に際しては、「第３条　２．本業務に係る実施方針及び留意事項」に記載の留意事項（２）及び（３）を踏まえる。

活動2-5：DPWHによるパイロットLBRR工事の仕様設計及び見積りの作成、並びに建設業者の調達を支援する。

受注者は、パイロット橋梁に対する補修・補強・更新方針を整理し、DPWHによる設計図書、技術仕様書、積算資料及び入札図書の作成を支援する。また、施工方法及び交通条件を踏まえた適切な発注方式及び契約条件の検討を支援する。

活動2-6：エドゥサ通りの一部において、DPWHによるパイロットLBRR工事及び難度の高い技術を伴う修繕工事の施工・監督を支援する。

---

[3] 活動2-4、2-5および2-6に関して、RD、Annex2の14.(2)では、「先進的な修繕技術を定着させるため、本プロジェクトの下で、LBRRパイロット工事をDPWHは実施する。パイロット工事サイトは、本プロジェクト開始後に行うサイト調査、関連する維持修繕工事の実施ないし計画状況、先進的な施工技術の必要性、工法のフィリピンでの汎用性、DPWHの予算制約を踏まえ、決定される。パイロット工事サイトは専門家とDPWHの議論を踏まえ決定されるが、LBRR計画の範囲外の橋梁を候補とすることも可能である。」またRD、Annex2の14.(3)では、「DPWHはパイロットLBRR工事とそのコンサルティングサービスのための予算を、３年という本プロジェクト期間を踏まえ、適切なスケジュールの下に確保する。」としている。「第３条　実施方針及び留意事項」に記載の留意事項（２）及び（３）」も踏まえつつ、実施機関が実施するLBRRパイロット工事の対象橋梁及び適用技術の選定の方法論についてプロポーザルでの提案を求める（上記の点はR/Dでの合意に基づくプロジェクトの中での検討事項であるが、現時点の案について提案を求めるもの）。

受注者は、パイロット工事の施工段階において現場OJTを実施し、工程管理、品質管理、安全管理及び施工監理に関する実践的な技術移転を行う。また、必要に応じてプレキャスト床版取替、非破壊検査技術、外ケーブル補強、3Dデータ活用等の先進技術の適用を検討する。

なお、上記の現場OJT（パイロットLBRR工事OJT）を本項番末尾に記載の想定規模を踏まえ計画・実施する。

活動2-7：パイロットLBRR工事の結果を分析する。

受注者は、施工実績、交通影響、施工期間、品質管理結果及び費用等を評価し、パイロット工事の成果及び課題を整理する。また、今後のLBRR事業への適用可能性を検証し、技術的教訓として取りまとめる。

活動2-8：LBRRを含む橋梁補修マニュアルを改訂する。

受注者は、既往技術協力により整備されたBridge Repair Manual等をレビューし、本プロジェクトを通じて得られた知見を反映した改訂案を作成する。改訂に当たっては、大規模更新・修繕事業の計画、設計、施工及び維持管理に係る考え方や手順を整理する。

活動2-9：パイロットLBRR工事の最新技術、好事例などを他の地方政府機関や建設業者と共有する。

受注者は、ワークショップや成果共有セミナー等を通じて、本プロジェクトで得られた知見、技術及び好事例を実施機関各地方事務所、地方自治体、建設会社及びコンサルタント等へ共有する。これにより、LBRRに係る技術及び知識の全国展開を促進する。

活動2-10：パイロットLBRR工事を実施するに当たり、各現場で必要とされる休憩室やトイレの設置などの多様なニーズ、またジェンダー視点に立った環境づくりの検討を行うとともにマニュアルにも反映する。

受注者は、工事現場における労働環境及び安全衛生環境について確認し、女性技術者を含む多様な人材が活動しやすい環境整備について検討する。工事現場における施設配置や管理上の留意点を整理し、関連マニュアル及びガイドラインへ反映する。

③ 成果３に関わる活動

活動3-1：既存の交通データ及び関連文書の収集を通じて、エドゥサ通りに

おける交通管理・作業区域管理の状況を分析する。

受注者は、MMDA及び実施機関が保有する交通量データ、渋滞情報、交通規制記録及び既往事業資料等を収集・分析し、エドゥサ通りにおける交通管理上の課題を整理する。また、過去の橋梁補修工事に伴う交通規制の実績及び教訓を取りまとめる。

活動3-2：建設前・中・後の交通管理対策を策定する。

受注者は、パイロットLBRR工事を対象として、施工前、施工中及び施工後を通じた交通管理計画を策定する。交通規制方法、施工ステップ、迂回路運用、緊急時対応等を含めた包括的な交通マネジメント方針を整理する。

なお、本活動の実施に関連し、交通管理ワークショップを本項番末尾に記載の想定規模を踏まえ計画・実施する。

活動3-3：建設前・中・後の交通渋滞、安全対策などにかかる広報（PR）手法を検討する。

受注者は、工事による交通影響を最小化するため、道路利用者、周辺住民及び企業等を対象とした広報・情報提供の方策を検討する。SNS、ウェブサイト、報道機関及び道路情報提供媒体等を活用した情報発信の仕組みを整理する。

活動3-4：エドゥサ通りにおいて先進的な手法を活用した交通管理対策を実施する。

受注者は、必要に応じて交通シミュレーション技術、交通情報提供システム、デジタルサイネージ等の活用を検討し、工事期間中の交通影響低減を図る。また、利用者の経路変更や交通需要管理に資する方策についても検討する。

活動3-5：建設前・中・後の交通管理マニュアルを策定／改訂する[4]。

受注者は、本プロジェクトを通じて得られた経験及び教訓を踏まえ、重交通路線における道路構造物工事時の交通管理手法を整理した交通管理マニュアルを策定又は改訂する。マニュアルには作業区域管理、安全対策、広報活動及び関係機関連携手順等を含める。

[4] エドゥサ通り等の重交通路線において、大規模維持修繕工事の施工にあたり必要となる効果的な交通管理対策とその検討に関して解説する交通管理マニュアルに記載すべき主要事項とその策定プロセスについてプロポーザルでの提案を求める。

活動3-6：PR活動を通じてLBRR工事情報をエドゥサ通りの道路利用者、周辺住民と共有する。

受注者は、MMDA及び実施機関と連携し、工事概要、交通規制情報、工事進捗状況及び期待される効果等について継続的な情報発信を行う。工事に対する理解促進及び関係者との良好なコミュニケーション形成を図り、円滑なLBRR事業の実施を支援する。

現地研修・ワークショップ（W/S）の想定規模は以下のとおり。

目的	１：橋梁点検・診断技術研修（活動1-3，活動1-4関連） ２：BMS活用研修・データマネジメント研修（活動1-5関連） ３：LBRR技術セミナー（活動2-3関連） ４：パイロットLBRR工事OJT（活動2-6関連） ５：交通管理ワークショップ（活動3-2関連）
実施回数	１：約２回 ２：約２回 ３：約２回 ４：約５回 ５：約２回
対象者	１：主にDPWH関係部署 ２：主にDPWH関係部署 ３：DPWH関係部署、コンサルタント、建設会社、大学、メーカー等 ４：主にDPWH関係部署 ５：主にDPWH関係部署、MMDA、警察等
参加者数	約３０～１００名/回
開催期間	１～５について各１日/回程度
実施場所	マニラ市内
実施形態	対面

（２）本邦研修

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	第１回： LBRR計画策定に必要な考え方を習得 第２回：成果1の点検及びLBRR計画策定後に実施し、パイロット工事設計へ向けた技術習得を図る 第３回：パイロット工事着工前又は施工初期段階で実施し、施工監理及び交通管理能力を向上
実施回数	合計３回
対象者	DPWH関係部署
参加者数	約１０名/回
研修日数	約１０日（移動日を含む）/回

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
  - データ格納媒体：CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
  - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値

を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第５条　報告書等

１．報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	—
ワーク・プラン	業務開始から1カ月以内	英語	電子データ	—
モニタリング・シート	第1回JCC以降6カ月毎	英語	電子データ	—
業務進捗報告書（１）	2028年2月	日本語	電子データ	—
業務進捗報告書（２）	2029年2月	日本語	電子データ	—
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	４部
			CD-R	４部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	４部
			CD-R	４部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② プロジェクト実施の基本方針
③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）

⑥ 業務フローチャート
⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
⑧ 要員計画
⑨ 先方実施機関便宜供与事項
⑩ その他必要事項

（3）モニタリング・シート
発注者指定の様式に基づき作成する。

（4）業務完了報告書及び業務進捗報告書
① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
④ プロジェクト目標の達成度
⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）
(ア)PDM（最新版、変遷経緯）
(イ)業務フローチャート
(ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
(エ)人員計画（最終版）
(オ)研修員受入れ実績
(カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
(キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
(ク)合同調整委員会議事録等
(ケ)その他活動実績

（5）事業完了報告書
発注者指定の様式に基づき作成する。

2．技術協力作成資料
本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。
（1）橋梁点検マニュアル

（2）橋梁補修マニュアル
（3）LBRR 計画策定ガイドライン及び施工ガイドライン
（4）交通管理マニュアル
（5）ジェンダー配慮チェックリスト又はガイドライン

3．コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

（1）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
（2）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
（3）詳細活動計画（WBS 等の活用）
（4）活動に関する写真

第6条　再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	橋梁詳細点検・調査業務[5]	パイロットLBRR工事の対象橋梁の選定のために必要な橋梁詳細点検・調査（既存資料等による一次スクリーニングで選定した6～9橋を対象とする）。 なお、必要となる点検機材、試験、専門技術者、補助作業員、高所作業車等の支援機材[6]、その他サービスを提供できる再委託先を選定する。	一式	定額計上
2	交通調査	エドゥサ通りにおけるパイロットLBRR工事3か所程度における工事期	一式	定額計上

[5] 詳細計画策定調査報告書P2-59「表 2-13 LBRRに活用可能な技術一覧-1」の例示参照。
[6] 再委託先でのリース等による調達を基本とするため、調達が困難な特殊資材や機材は使用せず、再委託先の候補となる社が保有する機材で実施可能な範囲の点検・調査を計画すること。

		間中の交通管理計画策定のための交通解析に用いるデータを取得するための交通調査。		
3	研修・ワークショップ運営支援業務	現地研修、セミナー及びワークショップの開催に係る会場手配、参加者調整、資料印刷、記録作成等の運営業務	一式	定額計上

第７条　機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	ポールカメラ	橋梁点検に使用する。	5	供与機材	本見積
2	タブレット端末	橋梁点検に使用する。	10	供与機材	本見積
3	ドローン	橋梁点検に使用する。	3	供与機材	本見積

なお、橋梁点検に使用する点検・診断用ハンマー10個（消耗品扱い）の調達も見込むこととする。

第８条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

案件概要表

１．案件名

国　　名：フィリピン共和国（フィリピン）

案件名：（和名）道路構造物の大規模更新・修繕能力強化プロジェクト

（英名）The Project for Capacity Development of Road Structures and Large Scale Bridge Replacement and Rehabilitation (LBRR)

２．事業の背景と必要性

（１）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

フィリピンにおける開発方針・計画を定める「フィリピン開発計画 2023-2028（Philippine Development Plan 2023-2028）」において、インフラ開発は比政府の最優先 課題とされている。政府が特に重要案件として特定したInfrastructure Flagship Projectsの推進をはじめ、公共事業道路省(Department of Public Works and Highways. 以下 DPWHという）は、交通ネットワーク整備に資する質の高いインフラ事業の実施を担っている。道路ネットワークは98%の旅客輸送、58%の貨物輸送を担う基幹交通インフラであり（アジア開発銀行、2012）、同国の成長と生活環境の改善に欠かせない社会インフラである。

また、そのような道路ネットワークに欠かすことのできない橋梁について、現状、フィリピン全土における橋梁の多くは70-80 年代に整備されており、建設から50 年が経過している。これら橋梁の8割以上は耐用年数50年といわれるコンクリート橋であることから、状況に応じて補修や補強などを適切に実施する必要がある。これを受け、これまでJICAでは「フィリピン国道路・橋梁の建設維持管理に係る品質管理向上プロジェクト」（Phase1～3）にて道路・橋梁の点検・補修に係るOJT研修の実施、マニュアルの整備、補修のパイロット事業などを行い、橋梁維持管理に関する技術移転を実施してきた。

一方、マニラ首都圏については、同市の中心部を半環状に結ぶ重交通路線であるエドゥサ通り（約23.8km）は2023年で断面交通量約40 万台/日と非常に多く、マニラ首都圏の経済を支える大動脈として機能している。これまで同路線では渋滞対策として多くのフライオーバー（橋構造を有する道路構造物）を整備しており、これらの道路構造物の保全は極めて重要である。しかしながら、重車両の頻繁な通行及び供用開始から時間も経過しており、道路構造物の損傷は著しい。特に近年ではいくつかのフライオーバーにて橋梁床版の一部抜け落ちも発生し、道

路利用者の安全な通行に大きな懸念がもたれ、マルコス大統領からDPWHに対し早急な対策の実施を指示されている。エドゥサ通りにて道路構造物の補修を行う場合、交通量が著しく多く、車両を迂回させた場合、周辺道路の著しい混雑及び環境悪化を招く懸念もあり通行止が困難である。そのため、補修時の通行規制等を最小化する高度な工法選択をするとともに、施工時の高度な交通管理計画を立案することが必要である。このように技術的難度が極めて高い重交通路線における道路構造物の大規模修繕・更新についてはDPWHの経験や知識も十分でなく、これまでにない革新的な工法、施工計画、交通対策に係る技術の導入の必要性を強く認識している。このような状況を受けて、今回、都市部における重交通路線での大規模更新・修繕について、技術協力の要請があったもの。

（２）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

本件は対フィリピン国別開発協力方針（2023年9月）の重点分野「持続的経済成長のための基盤の強化」に位置づけられる。同方針別紙の事業展開計画において、マニラ首都圏 における運輸交通を中心とする質の高いインフラ整備を支援することや、ハード面のみならず、事業計画立案・実施能力、運営・維持管理能力強化の観点からも支援するとされている。さらに、JICA 国別分析ペーパー（2024年3月）においてもマニラ首都圏に位置する重交通路線にて維持管理能力の強化に取り組むとされており、本事業はこれらに資する ものである。本件はSDGsのゴール8「経済成長と雇用」、9「強靭なインフラ構築」、11「持続可能な都市」、13「気候変動に具体的な対策を」にも資する案件である。 またJICA は、運輸交通分野に係るグローバル・アジェンダとして、道路インフラ施設に対する適切な維持管理を行うことで、持続性・安全性・信頼性の高い道路交通網の構築に貢献する「道路アセットマネジメント」クラスターに重点的に取組むことを掲げており、本事業はこれに資する。

（３）他の援助機関の対応

アジア開発銀行（以下、ADBという）はマニラ首都圏周辺でEDSA Greenways Project （歩行者環境の改善）を実施している。また過去にADBは橋梁管理システム（BMS）の構 築を支援し、2009年より運用を開始している。BMSでは橋梁の基礎情報、日常点検や定期点検の結果等が登録され日々の維持管理に活用されている。本プロジェクトにて修繕された道路橋梁についてもBMSにて管理される。

３．事業概要

（１）事業目的

本事業はマニラ首都圏エドゥサ通りにおいて、フライオーバーなど橋構造を有す

る道路構造物の大規模更新･修繕に係る計画や施工監理に係る技術 移転を行うことより、関係機関が実施する大規模更新・修繕事業の推進を図れるような能 力向上を図り、もって同国首都圏における重交通路線の大規模更新・修繕に寄与するものである。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

マニラ首都圏エドゥサ通り

（３）本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：公共事業道路省（DPWH）、マニラ首都圏開発庁（MMDA）、断面交通量（2023年 約40万台/日）

最終受益者：マニラ首都圏住民（約2,700万人）

（４）事業実施期間

2027年3月～2030年2月を予定（計36カ月）

（５）事業実施体制

実施機関：公共事業道路省（DPWH）

（６）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

フィリピンにおいて当該事業と関連するこれまでの協力実績は、技術協力プロジェクト「フィリピン国道路・橋梁の建設維持管理に係る品質管理向上プロジェクト」（Phase1～3）がある。本技術協力プロジェクトでは、道路・橋梁の点検・補修に係るOJT研修の実施、マニュアルの整備、補修のパイロット事業の実施などを行い、橋梁維持管理に関する技術移転を実施してきた。一般的な道路橋梁における維持管理に関するマニュアルについては上記技術協力プロジェクトにて整備済である。そのため本事業では、同プロジェクトで整備されたマニュアル等をもとに重交 通路線に位置する道路構造物の大規模更新･修繕に係る技術移転に関する内容について更新を図る。また、DPWHにはこれまで「道路計画・管理アドバイザー」（長期専門家）を派遣しており、道路の計画・管理、プロジェクト実施に関するDPWHの実施能力の向上を目指して幅広く活動しているため、本事業との連携を図る。

２） 他の開発協力機関等の活動

ADB は過去にBMSの導入支援等を実施したものの、システムの一部についてアップデートが必要な状況である。現在、DPWHがBMSの一部機能モバイル化についてADBへの支援要請を検討している。本事業で実施する大規模更新・修繕計画や施工情報についても適切な管理が必要となることから、ADBによる改修は注視し連携を図る。

（７）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮： ① カテゴリ分類（C） ② カテゴリ分類の根拠本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月版）」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項：エドゥサ 通りでは、交通量が多く、渋滞により多くの車両が長時間を掛けて移動することにより、大気汚染がさらに進行する。大規模更新・修繕工事が円滑に進められ、橋梁状態が改善されることにより、交通渋滞の解消にも寄与することが期待できるため、将来的には大気汚染が軽減され、気候変動緩和策にも資する可能性がある。また、本事業で気候変動の影響による洪水等に強靭な道路橋梁の更新・修繕がなされれば適応策に資する可能性がある。

３）ジェンダー分類： 【ジェンダー案件】■【GI(P)】ジェンダー活動統合案件
＜分類理由＞プロジェクト目標や上位目標にジェンダー平等推進や女性のエンパワーメントにかかる目標を直接掲げていないが、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みを明示的に組み入れている案件。本案件はマニラ首都圏エドゥサ通りを対象とし道路構造物の点検や工事実施等について技術移転をするものである。エドゥサ通りは最大往復12車線の重交通路線であり、点検の対象となる道路構造物の中にはアクセスまでに時間を要するものや、機器を使用した詳細点検の実施に時間の要すものもある。また工事については少なくとも数か月を要すことから、各現場における休憩室やトイレの設置等は必須である。しかしながら、これまでフィリピンにおいては重交通路線における長期の調査や工事実施の経験は少なく具体な環境整備については課題が残ったままである。そのため、本事業での活動実施段階において、ジェンダー視点に立った必要な環境について検討し、本事業で作成する各種マニュアルへ反映する。さらに研修・セミナーへの女性職員／技術者の参加を促進することを通じて人材育成の促進に取り組むことを両者が合意した。

（８）その他特記事項

エドゥサ通りに位置するガダルペ橋においては、マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業（円借款）において、2025年より架替および補強のための工事が実施される計画である。同橋は主要幹線道路上に位置しており、工事に伴う既存道路の交通制限・ 渋滞を最小化することが必要であり相互で調整を図る。なお、本協力の担当部局はRMC(Roads Management Cluster)であるが、本円 借款事業はBMC(Bridges Management Cluster）が担当しているため、部局を跨いだ連携に留意する。

４．事業の枠組み

（１） 上位目標：

マニラ首都圏における重交通路線で選定される橋梁の状態が改善される。

指標：マニラ首都圏における重交通路線にて、橋梁評価にかかる「良好：Good」「普通：Fair」の件数が、それぞれXX1及びXXに達する。

（２） プロジェクト目標：大規模更新・修繕（以下、「LBRR」という）が、エドゥサ通りの一部で適切に実施される。

指標1：DPWHによって策定されるLBRR計画に従って、XX件のLBRR工事がエドゥサ通りで実施され、それらは本プロジェクトで設定される要件を満たす。

指標2：LBRRに関するDPWH及びMMDAの満足度が、平均でXX%以上になる。

指標3：LBRR計画に基づき実施された工事について、その後の橋梁点検及び維持管理が本プロジェクトで設定される要件を満たす。

（３） 成果

成果1：詳細点検結果を踏まえ、エドゥサ通りのLBRR計画が策定される。

成果2：フィリピンの状況に合致する適切な技術を活用することにより、LBRRにかかるDPWH及び建設業者のスキル・知識が強化される。

成果3：適切な交通管理対策が建設期間中に実施推進される。

（４）活動

活動１-１ 目視点検及び既存資料のレビューを通じて、エドゥサ通りにおける現状及び課題を把握するとともに、BMSの利用の状況や課題についても把握する。

活動１-２ エドゥサ通りにおいてLBRR計画のパイロット区間を選定する。

活動１-３ パイロット区間内の橋梁点検計画を策定する。

活動１-４ パイロット区間内の既存点検結果資料等も踏まえ、再度橋梁点検・評価を実施する。

活動１-５ BMSについて、活動1-1を踏まえセミナーや研修等を実施する。

活動１-６ LBRR工事の優先順位付けを含むLBRR計画を策定する。

活動１-７ DPWHによるLBRR計画の予算要求・配分の促進を支援する。

活動１-８ 上記活動に基づいて、橋梁点検マニュアルを改訂するとともに、標準業務手順（SOP）を作成する。

活動１-９ 活動１では点検時における各現場での多様なニーズ、ジェンダー視点に立った環境づくりの検討を行うとともにマニュアルにも反映する。

活動２-１ DPWHによって実施される橋梁修繕工事をレビューし、LBRR技術にかかる現状及び課題を把握する。

活動２-２ LBRR工事に関与する現地建設業者の能力を分析する。

活動２-３ DPWH職員、現地建設業者などを対象としてLBRR技術にかかるセミナーを開

催する。

活動２-４ 本プロジェクトで設定される基準に基づいて、パイロットLBRR工事を選定する。

活動２-５ DPWHによるパイロットLBRR工事の仕様設計及び見積りの作成、並びに建設業者の調達を支援する。

活動２-６ エドゥサ通りの一部において、DPWHによるパイロットLBRR工事及び難度の高い技術を伴う修繕工事の施工・監督を支援する。

活動２-７ パイロットLBRR工事の結果を分析する。

活動２-８ LBRRを含む橋梁補修マニュアルを改訂する。

活動２-９ パイロットLBRR工事の最新技術、好事例などを他の地方政府機関や建設業者と共有する。

活動２-１０ パイロット LBRR 工事を実施するに当たり、各現場で必要とされる休憩室やトイレの設置などの多様なニーズ、またジェンダー視点に 立った環境づくりの検討を行うとともにマニュアルにも反映する。

活動３-１ 既存の交通データ及び関連文書の収集を通じて、エドゥサ通りにおける交通管理・作業区域管理の状況を分析する。

活動３-２ 建設前・中・後の交通管理対策を策定する。

活動３-３ 建設前・中・後の交通渋滞、安全対策などにかかる広報（PR）手法を 検討する。

活動３-４ エドゥサ通りにおいて先進的な手法を活用した交通管理対策を実施する（例：大規模修繕中の迂回路利用の奨励、交通渋滞情報の提供など）。

活動３-５ 建設前・中・後の交通管理マニュアルを策定／改訂する。

活動３-６ PR活動を通じてLBRR工事情報をエドゥサ通りの道路利用者、周辺住民と共有する。

５．前提条件・外部条件

（１）前提条件

プロジェクト目標の指標１が達成されるためには、工事実施のための予算が DPWH内で確保されることが必須である。そのため、工事が予定される前年の3月までを目途にDPWHと必要な予算額に係る議論を進める必要がある。

（２）外部条件

特になし

６．過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

「モザンビーク国道路維持管理能力向上プロジェクト」終了時評価調査結果によ

れば、実施機関の既存予算の枠組み内でパイロット事業を遂行したことは、プロジェクト成果の持続性を担保する上で有効であったとしている。また、「フィリピン国 道路・橋梁の建設・維持管理に係る品質管理向上プロジェクト フェーズIII」では、専門家チームが実施機関の予算プロセスを熟知していたことから適切なタイミングで実施機関を支援し、実施機関がスケジュールどおり予算申請を行い、活動に必要な予算を確保することにつながったという教訓が得られている。プロジェクト活動予算の確実な確保のためには、プロジェクト準備段階において、実施機関の予算制度・スケジュールを十分に確認することが重要であるとしている。本プロジェクトにおいてもフィリピン側の予算にてパイロット工事を実施することから予算プロセスを把握し、適切なタイミングにて実施機関を支援するよう十分留意する。

なお、過去の当該国の類似案件ではプロジェクト内の活動を継続させるために策定したプログラムが事後評価時点では継続されておらず、DPWH内の技術継承に課題を残していることが指摘されている。本事業においても、事業を担当する職員のみならず、組織全体に活動が普及するように、既存のDPWH研修への組み込み等、事業効果の組織内定着に 留意し事業を進める必要がある。

別紙２

共通留意事項

１．必須項目

（１）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（２）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（３）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（４）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に努める。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

２．選択項目

☒施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイダンス(2026 年 3 月)」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から「安全衛生計画」の提出を受けるとともに、契約後は工事着工前に「安全衛生環境管理プラン(HSEM)」の提出を受け、その内容をレビューする。また、施工中においても適切な施工監理が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

別紙３

共通業務内容

１．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

２．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

３．成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5．業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：道路構造物の大規模補修に係る各種業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙４　プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

① 対象国及び類似地域：フィリピン国及び全途上国地域

② 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

本プロジェクトのR/Dで合意された協力期間は36か月であり、本業務については、事前準備期間を加味し、2027年2月の契約締結から2030年2月の履行期間終了までの約37か月間を、一括の複数年度業務実施契約にて実施することを予定している。なお、第1回現地渡航は2027年3月を予定している。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途　　約　５９．２２　人月

本邦研修に関する業務人月５．７０を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たっては、R/Dに記載されている専門家の専門分野に留意し、以下の専門性を有する従事者の配置を含めること。

大規模更新・修繕計画、道路構造物（橋構造）点検・診断、道路構造物（橋構造）補修設計、道路構造物（橋構造）補修工事、交通管理、

２）渡航回数の目途　延べ６５回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 橋梁詳細点検・調査業務
- 交通調査
- 研修・ワークショップ運営支援業務

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 要請 TOR
- 詳細計画策定調査報告書
- R/D（署名済み）

２）公開資料

- 事前評価表

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi（或いは有線インターネット）	有

（６）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、

別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

279,081,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（２）別見積としている項目、及び（３）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（２）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上が指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（３）定額計上について

本案件は定額計上があります（51,422,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見

積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	橋梁詳細点検・調査業務	第３章　プロポーザル作成に係る留意事項　２．業務実施上の条件（３）現地再委託	15,000,000円	調査費一式	再委託
2	交通調査	第３章　プロポーザル作成に係る留意事項　２．業務実施上の条件（３）現地再委託	10,000,000円	調査・分析費一式	再委託
3	研修・ワークショップ運営支援業務	第３章　プロポーザル作成に係る留意事項　２．業務実施上の条件（３）現地再委託	5,000,000円	支援業務一式	再委託
4	本邦研修にかかる経費	第２章　特記仕様書案　第３条　２.（２）本邦研修	21,422,000円	報酬（事前業務（3号　0.4人月及び5号1人月）3回分で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.5人月X3回：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費3,177,000円（3回分））	報酬 国内業務費

（４）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（５）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（６）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（７）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（８）その他留意事項

特になし。

別紙４：プロポーザル評価配点表

別紙４

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（70）**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（２）要員計画／作業計画等	（10）	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（－）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	**（－）**	**（4）**